

# 議会だより

題字は川崎小6年 <sup>いば</sup>射場 <sup>さらら</sup>清良 さんです



No. 101

平成27年7月29日  
発行 大分県日出町議会  
電話 0977-73-3135

## ～合同説明会開催～

日出町議会基本条例策定にともない、議会基本条例(案)の合同説明会を開催します。多くの町民のみなさんのご参加をお願いいたします。

日時:平成27年8月26日(水) 午後7時～午後9時

場所:中央公民館 大ホール

内容:町民のみなさんへ基本条例の説明及び質疑・応答



平成26年10月に実施された意見交換会(藤原地区)

### 目次

## 6 月 定 例 会

- 第1回臨時会 図書館設置条例..... 2
- 予算委員会..... 3
- 委員会報告..... 4  
総務産業常任委員会・福祉文教常任委員会
- 日出町議会基本条例(案)..... 6
- 政治倫理規程(案)..... 10
- 災害発生時の対応要綱(案)..... 12
- 7人が町政全般を質す..... 13
- 町民の声..... 20



議員が編集した手づくり議会だよりです

議会などの審議の記録は町のホームページでもご覧いただけます。



オープンした交流ひろば HiCaLi

平成27年  
第1回臨時会

3月定例会で否決となり再提案された「日出町立萬里図書館の設置及び管理に関する条例の一部改正について」を含む議案4件、専決処分された税条例の改正などの承認4件を審議するための第1回臨時会が5月20日に開催されました。審議の結果、前述の図書館設置議案は賛成多数で可決、その他の議案は全会一致で可決となりました。

新図書館の名称は「日出町立図書館」

10対4で可決

実質的に新図書館の名称問題（萬里）を存続するか否か）となっていた図書館設置条例。3月定例会では、可否同数で議長裁決により否決となっていました。この件につき5月14日に全員協議会が開催され、旧図書館を歴史資料館・萬里記念館として3カ年で整備（総整備費6733万円）すること、関係者に一応の説明を終えたことなどの報告があり、その後、活発な議論、質問を重ねての審議となりました。その結果、臨時議会では、再提案された新図書館設置・管理に関する議案（名称は「日出町立図書館」）が一転10対4の賛成多数での可決となり、新たに提案された旧図書館の活用に関する2議案は全会一致で可決となりました。

【反対討論】

金元 正生 議員

関係者と3回の意見交換会を行ったと説明がありました。その議事録を見る限り現時点では新図書館の名称について方向性を出せる状況ではないと考えます。また再提出された新図書館に萬里の名称の存続を求める陳情の署名は前回の3倍となる2628名です。この民意をしっかりと重く受け止めるべきです。

【賛成討論】

佐藤 隆信 議員

これまでに各種団体や町民との意見交換が複数回にわたり実施され、賛否両論ありましたが、賛成も多々あったと聞いています。また帆足萬里の功績を顕彰するため、旧図書館を活用し、今後3年かけて資料館・記念館を整備することも具体的に提示されたことから、前回反対した理由は解消されたと考えます。

【賛成者】

- 佐藤 二郎
- 佐藤 隆信
- 白水 昭義
- 安部 三郎
- 工藤 健次
- 池田 淳子
- 土田 亮治
- 岩尾 幸六
- 川西 求一
- 阿部 真二

【反対者】

- 森 昭人
- 金元 正生
- 上野 満
- 岡山 栄蔵

その他の議案

住民税など特例措置

現下の経済情勢を踏まえ、デフレ脱却と地方再生、地方創生の取り組み、経済再生と財政健全化の両立の観点から地方税法等の一部が改正されたことに伴い、法人住民税・個人住民税・軽自動車税・固定資産税につき、特例の新設や減税等の期間を延長するものです。

国保の課税限度額

国民健康保険税の課税限度額および5割・2割軽減の対象となる所得の判定基準額を改正します。

平成27年  
**6月定例会**

6月定例会は、6月5日から19日までの会期で開催され、補正予算や条例改正など議案5件、報告4件のほか、懸案事項を15日間にわたり審査しました。審議の結果、提案されたすべての議案を全会一致で可決し、請願1件を採択しました。

一般質問は7人が登壇し、町政についてそれぞれが当局の所信を質しています。



旧テキサス日出工場跡地の整備

**予算委員会**

既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ5670万円を追加し、補正後の予算は102億6670万円となります。

**【主な歳出】**

**川崎工場跡地振興**

旧テキサス日出工場を貸し付けるため、上水道給水ポンプや受電設備などの施設整備費と南・西棟の耐震強化のための実施設計費を計上。

**3202万円**

**生活用水の安定確保**

豊岡法花寺地域の給水施設に、県2分の1の補助を受けて、ろ過槽等を整備するための改良工事費を計上。

**1151万円**

**地域防災組織育成**

大神牧の内区に、コミュニティ助成金により防災備品・資機材を整備。

**500万円**

**防災無線の補助的対応**

緊急時、電話での問い合わせが可能となる自動応答装置を配備した電話6回線を整備。

**300万円**

**和太鼓購入**

川崎辻の尾区に、コミュニティ助成金により和太鼓セットを購入。

**250万円**

**放課後児童クラブ**

川崎児童クラブに定員を超える申し込みがあるため、川崎小学校の空き教室を活用できるようにエアコンを整備。

**114万円**

**【主な歳入】**

事業実施に伴う国・県の補助金、町債を計上し、財政調整基金繰入金で財源調整しています。

**全員協議会**

委員会付託省略分の報告議案である3会計の繰越し計算書、土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出があり審査を行いました。また、地方創生事業、川崎工場の企業立地、新図書館の説明を受けましたが、特に地方創生事業は、今後の日出町の発展を大きく左右するため、様々な意見や要望が出されました。



少人数で充実した教育を

**意見書**

**少人数学級の推進**

**【主旨】**

OECD諸国並みの豊かな教育環境を整備するため30人以下の少人数学級にする。また、教育の機会均等と水準の維持向上のため、義務教育費国庫負担金を2分の1に還元するとともに制度の拡充を図るよう国に要望します。

## 総務産業

### 議案等の審査結果

#### 日出町税条例の一部改正

地方税法などの一部が改正されました。

〈主な改正内容〉

- ・マイナンバー制度導入のための条件整備
- ・所得税における「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例」を創設
- ・身体障がい者に対する軽自動車税における減免手続き申請期限の延長
- ・紙巻たばこ3級品に係るたばこ税の特例税率を廃止

#### 工事請負契約の締結

日出町中央体育館耐震補強工事は、浦松・上野特定建設工事共同企業体と1億1642万7千円で工事請負契約を締結しました。



路線追加でますます便利（コミュニティバス）

#### コミュニティバスの路線変更

南端農道線・南端農道線で目刈地区への乗り入れが決まりました。また、川崎線では小深江・内野地区の新規路線が追加されました。

#### 風力発電計画

経塚山から城山の町境にかけて、風力発電事業（4基）の計画があります。

#### 工場地帯周辺の臭気対策

川崎工場地帯周辺の臭気に関する苦情対策として、対象事業所境での臭気測定を年4回、状況によって22項目の特定物質測定を行います。

#### 空き店舗助成事業

堀から八日市までの中心商店街の空き店舗で事業を始めようとする人に補助金を助成します。

#### プレミアム商品券の発行

町内店舗（120程度）で使用することができる商品券の発行をします。

※総額2億4千万円（プレミアム率20%）、購入限度額1人5万円

#### B・V・I・日出オープン

6月1日、高校跡地にトキハイナダストリーを中心とす

る複合商業施設がオープンしました。2階部分（交流ひろばHiCaLi）の町立図書館も7月中旬に開館します。

#### 閉会中の審査

##### 5月12日開催

閉会中に2カ所の現地調査を行いました。

#### 真那井トマト農園生産組合

組合員4人で4棟のハウスを管理し、潮トマトを中心に出荷量・売上ともに順調に伸びています。今年度は、規模を拡大して新規就農者2名を受け入れます。

#### 銀杏酢研究所株式会社

銀杏栽培面積全国1位の大分県で、生産量の半分を占める日出町に銀杏酢の製造販売会社が設立されました。現在267甕の仕込みをしており、最終的に50トン、7千甕の仕込みを計画し、ブランド化に取り組んでいます。

# 福祉文教

## 議案等の審査結果

### 個人番号(マイナンバー)カード

個人番号カード発行にあたり、10月から、通知カードが簡易書留で送付されます。マイナンバーの通知とともに個人番号カード交付申請書も同封されます。交付希望者は必要書類を提出すれば平成28年1月から個人番号カードが交付されます。

### 日出町障害福祉計画(第4期)の策定

障害のある人も住み慣れた地域での生活を継続するために必要な障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業の提供体制を確保するため市町村に策定が義務付けられているものです。

### 第2次いきいき日出町健康・食育プラン

生活習慣や社会環境の改善を通じて、町民が健康で自立した生活期間の延伸を図り、

生活の質が向上することを目指すものです。

### 日出町生徒指導総合連携推進事業

各学校、PTA、区長会、警察、少年警察ボランティア協会、民生委員児童委員協議会、大分県東部保健所地域福祉室、福祉対策課、教育委員会などの関係機関が連携を図り、情報交換を行うとともに、あいさつ運動をはじめ各種取り組みにより問題行動の予防と速やかな解決に努めるものです。

### 中央体育館耐震補強工事

工事期間は平成27年7月から28年1月の7カ月間の予定です。また、耐震工事に併せて器具庫、多目的トイレの設置工事を実施します。

### 日出町立図書館の視察

6月10日に開館準備中の図書館を全議員で視察しました。広々とした空間で、蔵書検索用の端末もあり、ゆっくり読みたい本をさがせそうです。学習室、ミーティングルーム、読み聞かせの部屋などもあり、多くの方の利用を期



ゆったりスペースの新図書館

## 閉会中の審査

### 5月12日開催

### 認定こども園への移行

町内の認可保育園は平成28年度から31年度までに移行する予定です。円滑に移行できるように、相談・支援事業を実施します。

### 高齢者サロン

高齢者の方が気軽に立ち寄れる場として各地区公民館で開催しています。今後、健康相談・健康体操・文化活動など内容を充実させていくよう検討中です。

### オレンジカフェ

認知症の方とその家族の方が気軽に立ち寄ることができ、交流を図ることを目的にしています。利用には登録が必要で、現在7組の登録があります。

### 土曜子ども教室

学校・家庭・地域が連携し、公民館などで基礎基本の定着を図るための学習や体験活動を実施します。

## 請願の審査

待します。

「少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1還元および2016年度政府予算を求める意見書」の採択に関する請願書

大分県教職員組合別府支部執行委員長 酒井 純氏より請願書が提出され全会一致で採択となりました。

## 議会活性化への取り組み

### 議会改革特別委員会

26年度当初から準備を進めてきた日出町議会基本条例とその逐条解説の素案がようやく完成しました。また、併せて日出町議会議員政治倫理規程と日出町議会における災害発生時の対応要綱の素案も完成し、今後、町民のみなさんへの説明会の後、次期9月定例会あるいは12月定例会に提案し、施行されることとなります。この基本条例は、前文と24条からなり、倫理規程及び災害対応要綱、そして逐条解説まで含めるとかなりのボリュームになることから、説明会の前に少しでも理解してもらえるように事前に公表することにしました。また議会ホームページでは、基本条例（逐条解説）の全文が閲覧できるので、是非ご覧下さい。

# 【日出町議会基本条例（案）】

## 前文

日出町民の選挙で選ばれた議員により構成される日出町議会（以下「議会」という。）と同じく選挙で選ばれた日出町長（以下「町長」という。）は、二元代表制の下で日出町の代表機関を構成する。地方分権の推進により地方公共団体の自己決定、自己責任の範囲が急速に拡大する中、二元代表制の一翼である議会の役割と責任は、これまで以上に重要なものとなっている。このため、議会は、町長その他執行機関と対等な関係を構築し、それぞれの特性を生かしながら、町民の福祉向上と将来のまちづくりに向けて、意思決定機関及び監視機関としての責務を十分に果たさなければならぬ。

さらに議会は、町民協働のまちづくりを実現するため、町民への情報発信と意見収集を積極的に行い、議員間の自

由な討議を通じて政策立案機能を発揮していくことが求められ、あわせて政策をめぐる立案・決定・執行・評価における論点・争点を明確にし、意思決定に関する説明責任を果たす必要がある。このため、議会はたゆまず改革を推進するとともに、議員は自己研さんと資質の向上に努めなければならない。

よって議会は、地方自治の本旨にのっとり、日出町民全体の福祉の向上と活力あるまちの発展のため、町民に開かれた議会を推進するとともに、議会運営の基本事項を定め、議会及び議員の役割と活動の指針を明確にすべく、議会基本条例（以下「条例」という。）を制定する。

## 第1章 総則

### （目的）

**第1条** この条例は、前文に規定する使命、役割及び決意を踏まえ、日出町議会及び日出町議会議員の在り方等に関する基本的事項を定め、合議制の機関である議会と議会を構成する議員の役割と責務を明確にし、もって町民福祉の向上と公正で民主的な町政の発展に寄与することを目的とする。

## 第2章 議会及び議員の責務

### （議会の責務）

**第2条** 議会は町民の意見の把握と調整を図り、様々な解決の方策の中から町民福祉の向上と町の発展のための適切な選択をし、及び議論の過程を積極的に公開することに努めなければならない。

### （議員の責務）

**第3条** 議員は町民の代表として品位を保持し、能力の向

上に努めるとともに、町民の意見を的確に把握し、広い視野から情報収集を行い、町民全体の利益を勘案して職務を行わなければならない。

### 第3章 議会及び議員の活動

#### (議会の活動)

**第4条** 議会は議事機関として次の役割を担う。

- (1) 議案等の審議及び審査により本町の意思決定を行うこと。
- (2) 町政に関する課題に的確かつ迅速に対応するため活発な質疑及び質問並びに調査研究を通じて町長等の事務を監視し、政策の効果を適切に評価すること。
- (3) 必要な条例の制定を通じて自治立法権を有効に発揮するとともに、意見書の提出、決議等により積極的に政策の形成、政策の提言等を行うよう努めること。
- (4) 内外の社会情勢の変化に的確かつ柔軟に対応するため、

調査機能の向上に努め、町民の視点に立った政策を形成すること。

2 議会は、前項各号に掲げる役割を果たすため、次に掲げる原則に基づき活動する。

- (1) 町民の代表にふさわしい充実した審議及び審査並びに討議を行うこと。
- (2) 町民からの信頼性を高めるよう不断の努力を行い、議会運営の公正性及び透明性を確保すること。
- (3) 町民が参加しやすい開かれた議会運営を行うこと。
- (4) 町民の町政への参加意欲と理解が高まるように、分かりやすいことばを用いた議会運営及び情報発信を行い、説明責任を果たすこと。

#### (委員会の活動)

**第5条** 日出町議会委員会条例(以下「委員会条例」という。)が条例の規定により、議会に常任委員会及び議会運営委員会を置き、必要に応じて特別委員会(以下これらを「委員会」という。)を置く。

2 委員会の審査に当たっては、その所管する事務について積極的に調査研究を行い、政策提案を行うよう努めるものとする。

3 委員会の審査に当たっては町長及び執行機関の長に対し資料等の公開を求め、町民に対して分かりやすい議論を行うよう努めなければならない。

4 委員会は、町民からの要請に応じ、審査の経過及び所管に関する行政課題等を説明するため、説明会又は懇談会等を積極的に行なうよう努めるものとする。

5 委員長は、委員会の秩序保持に努め、委員長報告を自ら作成するとともに、質疑に対する答弁も責任をもって行い、委員会審査報告を行うときは、審査の内容が町民に対して分かりやすい報告となるよう努めるものとする。

#### (議員の活動)

**第6条** 議員は、選挙により選ばれた公職にある者及び議

事機関である議会の構成員として、主に次に掲げる役割を担う。

(1) 本会議及び委員会に出席し議案等の審議及び審査を行うこと。

(2) 町民の多様な意見を的確に把握するとともに、町政に関する調査研究を通じて、政策立案及び政策提言等を行うこと。

(3) 様々な機会を活用して、町民への説明責任を果たすこと。

2 議員は、前項各号に掲げる役割を果たすため、次に掲げる原則に基づき活動する。

(1) 議員は、議会が議論の府であること及び合議制機関であることを十分認識し、議員間の自由な討議を重んじること。

(2) 議員は、一部団体及び地域の代表にとらわれず、町民全体の福祉の向上を目指して活動すること。

(3) 自己の能力を高める不断の研究により、資質の向上を図ること。

**(危機管理)**

**第7条** 議会は、災害等の不足の事態から町民等の生命、身体及び財産又は生活の平穩を守るとともに、緊急時における総合的かつ機能的な活動が図られるように、町長等と協力し、危機管理体制の整備に努めなければならない。

**2** 議会及び議員は、災害等の不足の事態が発生したときは町長等と連携して、次のとおり対応するものとする。

(1) 議長は、議員による協議又は調整を行うため、協議会等を開催することができるものとする。

(2) 議会及び議員は、状況を調査し、町民の意見及び要望を的確に把握するとともに、必要に応じて町長等に対し、提言及び提案を行うものとする。

(3) 危機管理の体制及び対応については、別に定めるものとする。

**第4章 町民と議会の関係**

**(町民との関係)**

**第8条** 議会は、町民に対し積極的に議会活動に関する情報を公開し、説明責任を果たさなければならない。

**2** 議会は、本会議の他、委員会条例の規定により常任委員会を公開するものとする。

**3** 議会は、地方自治法の規定による専門的知見の活用を行うとともに、各委員会においては、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用して町民の専門的又は政策的見解等を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。

**4** 議会は、少なくとも毎年1回以上の町民、町民団体、NPO等との議会報告を兼ねた意見交換会の場を設け、議会及び議員の政策立案能力を強化するとともに、政策提案等の拡大を図るものとする。

**5** 議会は、陳情書又はこれに類するもので議会が議会運営に諮って審査の必要がある

と認めるものは、日出町議会規則における請願書の例により処理し、審査の必要がないと認めるものについては、議員配布のみとし審査は行わないものとする。

**6** 議会は、重要な議案に対する各議員の表決の結果について、議会広報等により公表するものとする。

**(議会広報の発行)**

**第9条** 議会は、町政に係る重要な情報を町民に対して周知するために、議会独自の視点から情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用することにより、広報の充実を図り、多くの町民が議会と町政に関心を持つよう努めるものとする。

**2** 議会は、議会広報の充実を図るため、議会報編集特別委員会を置く。

**3** 議会は、情報発信の一つとして、「日出町議会報」議会だより」の年4回以上の発行を行い、議会広報活動に積極的に努めるものとする。

**4** 議会だよりは、議会報編集特別委員会が自から編集を行うものとする。

**第5章 議会と行政の関係**

**(議会と町長及び執行機関の関係)**

**第10条** 議会は、二元代表制の下、町長との立場及び権能の違いを踏まえ、常に緊張ある関係を構築し、事務の執行における監視及び評価を行うとともに、政策の立案、政策提言等を通じて町民福祉の向上及び町政の発展に取り組みなければならない。

**2** 議会審議における議員と町長等との関係は、次に掲げるところにより、緊張関係の保持に努めなければならない。

(1) 本会議における議員と町長との質疑応答は、広く町政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答の方式で行うものとする。

(2) 本会議における質問及び発



言は、町民の目線で要点のみ  
分かりやすく述べ、中傷的、  
歪曲的発言は厳に慎むものと  
する。

(3) 議会の会議及び委員会にお  
いて、町長等及び補助職員は  
議員の質問等に対し、論点及  
び争点を明確にするために、  
議長又は委員長の許可を得て  
反問することができる。

#### (政策等の監視及び評価)

第11条 議会は、町長から重  
要な政策等を含む議案が提出  
されたときは、論点を明確に  
するため、必要に応じて政策  
形成過程を明らかにするよう  
求めるものとする。

2 議会は、重要な政策等の  
執行について、執行後にも断  
続的に中間報告を求め、効果  
や成果について監視及び評価  
に資する審議に努めるものと  
する。

3 議会は、町長等の事務の  
執行の効果及び成果について  
評価し、必要があると認める  
ときは、適切な措置を講ずる  
よう求めるものとする。

#### (予算又は決算における 政策説明資料の作成)

第12条 議会は、町長等が予  
算案又は決算案を議会に提出  
し、議会の審議に付するに当  
たっては、前条の規定に準じ  
て、分かりやすい施策別又は  
事業別の政策説明資料の作成  
を求めるものとする。

#### (議会の議決すべき事件)

第13条 地方自治法第96条の  
規定による議会の議決事件と  
して、日出町総合計画の策定  
又は改定することを定めるも  
のとする。

### 第6章 自由討議の拡大

#### (自由討議の合意形成)

第14条 議会は、合議制の機  
関であることを認識し、議員  
相互の自由な討議を通じて合  
意形成を図るよう努めるもの  
とする。

2 議会は、議論の場である  
ことを十分に認識し、議長及  
び委員長は、町長等に対する  
会議等の出席要請は必要に応  
じて行い、議員相互の自由な  
討議が行われるよう、議会の  
会議及び委員会を運営しなけ  
ればならない。

### 第7章 議員の政治倫理、 身分及び待遇

#### (議員政治倫理)

第15条 議員は、町民全体の  
代表者として、自らの役割及  
び倫理性を深く自覚し町民の  
付託に応えるとともに、自己  
の地位に基づく影響力を不正  
に行使することによって、町  
民の疑惑を招くことのないよ  
う行動しなければならぬ。

2 議員の政治倫理に関して  
は、別の規定で定める。

#### (議員定数)

第16条 議員の定数について  
は別に条例で定めるものとし

る。

2 議員の定数は、行財政改  
革の視点だけではなく、町政  
の現状と課題、将来の予測と  
展望を十分に考慮し、法令及  
び本条例で定める活動の推進  
と、議会の備えるべき監視・  
調査機能、政策形成機能の確  
保という観点を踏まえて、こ  
れを定める。

3 議員定数の条例改正案  
は、町民の直接請求による場  
合を除き、明確な改正理由の  
説明を付して必ず委員会又は  
議員が提案するものとする。

#### (議員報酬)

第17条 議員報酬については  
別に条例で定めるものとし  
る。

2 議員報酬は、議員として  
の広範な活動範囲及び調査審  
議事項の複雑多様化の他、町  
の財政状況、社会情勢等を踏  
まえて、これを定める。

3 議員報酬の条例改正案  
は、町民の直接請求による場  
合及び町長が提出する場合を  
除き明確な理由の説明を付し

て必ず委員会又は議員が提案するものとする。

### 第8章 議会及び

#### 議会事務局の体制整備

#### (議会改革特別委員会)

第18条 議会は、議会の改革及び活性化に継続的に取り組むため、議会に議会改革特別委員会を置く。

#### (議員研修の充実)

第19条 議会は、議員の資質及び政策形成、政策立案に係る能力の向上を図るため、年1回以上の議員研修を行い、充実強化に努めるものとする。

2 議会及び議員は、町政の課題を広い視点から捉えるため、他の自治体の事例等を調査研究するよう努めなければならない。特に旅費を伴う視察研修は目的を明確にし、その成果を町政及び議会活動に

十分反映させるよう努めるものとする。

#### (議会事務局の体制整備)

第20条 議会は、議会の政策立案機能を充実させるとともに、円滑かつ効率的な議会運営を行うため、議会事務局の体制整備に努めるものとする。

#### (予算の確保)

第21条 議会は、議会機能の充実強化を図るため、必要な予算の確保に努めるものとする。

### 第9章 最高規範と

#### 見直し手続き

#### (最高規範性)

第22条 この条例は、議会運営における最高規範であり、議会に関する条例等の制定又は改廃に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例

に定める事項との整合性を図らなければならない。

#### (見直し手続き)

第23条 議会は、社会情勢の変化、町民の意見等を踏まえこの条例の目的が達成されているかどうか検証を行い、改正の必要があると認められる場合は、十分に検討し、適切な措置を講ずるものとする。

2 議会は、本条例を改正する場合には、全議員の賛同する改正案であっても、本会議において、改正の理由及び背景を詳しく説明しなければならない。

#### (条例の遵守)

第24条 議会及び議員は、本条例及び議会に関する他の条例、規則その他の法規を遵守し、町民の付託に応えなければならない。

2 議会は、本条例の理念を浸透させるため、一般選挙を経た任期開始後に速やかに、新人議員に対し、この条例の

研修を行わなければならない。

## 政治倫理規程(案)

### (目的)

第1条 この規程は、日出町議会基本条例第15条の規定に基づき議員の政治倫理に関する規律の基本的事項を定め、議員の政治倫理の確立を図り、町民に信頼される民主的な町政発展に寄与することを目的とする。

### (議員の責務)

第2条 議員は、町民の代表者として自らの役割と責任を自覚し、政治倫理の向上に努めなければならない。

### (政治倫理基準)

第3条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

(1) 町民の代表者としてその品位と名誉を害するような一切の行為を慎み、その職務に関

し、不正の疑惑を持たれる恐れのある行為をしないこと。  
(2) 町民全体の奉仕者として行動し、その地位を利用していかなる金品の授受等をしていないこと。

(3) 町又は指定法人等の採用、昇格、異動等に関与しないこと。

(4) 町又は指定法人等の職員等公正な職務執行を妨げ、権限や地位による影響力を不正に行使するような働きかけをしないこと。

(5) 政治活動に関し、政治的又は、道義的な批判を受ける恐れのある寄付等を受けないこと。

2 議員は、政治倫理の基準に反する事実があるとの疑惑をもたれたときは、その疑惑を解明し、その責任を明らかにするよう努めなければならない。

#### (審査の請求)

第4条 議員は、政治倫理基準に反する疑いがあると認められる議員があるときは、審

査請求書に審査の請求理由を明らかにした資料を添え、2人以上の議員の連署をもって議長に審査の請求をすることができる。

#### (審査会の設置)

第5条 議長は、審査請求を受けたときは、日出町議会議員政治倫理審査会(以下「審査会」という。)を設置する。

2 審査会は、委員7人以内を持って組織する。

3 委員は、学識経験者及び議員のうちから、議長が委嘱する。

4 委員の任期は、委嘱の日から議長に対し当該事実の審査結果の報告を終了したときまでとする。ただし、議員の職を失ったときは、その任期を終了するものとする。

5 審査会の組織と運営は、次の各号に定めるところによる。

(1) 審査会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

(2) 委員長は、会務を総理し

議の議長となる。

(3) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたとき、その職務を代理する。

(4) 審査会は、委員の3分の2以上が出席しなければ開くことができない。

(5) 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長が決することによる。

6 審査会の会議は、公開するものとする。ただし、出席委員の3分の2以上の合意により非公開とすることができる。

7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

#### (審査会の調査)

第6条 審査会は、議長から審査を付託されたときは、政治倫理基準の行為の存否について審査する。

2 審査会は、前項の審査を行うため、審査の対象とされ

た議員(以下「対象議員」という。)その他の者に対し事情聴取等必要な調査を行うことができる。

#### (対象議員の協力義務)

第7条 対象議員は、審査会の要求があるときは、審査に必要な資料を提出し、又は会議に出席して意見を述べなければならない。

#### (審査結果の報告)

第8条 審査会は、第6条第1項の規定による審査を終えたときは、審査結果報告書によりその結果を議長に報告しなければならない。

#### (審査結果の通知等)

第9条 議長は、前条の規定による審査結果の報告を受けたときは、審査の請求をした者及び対象議員に対し、その内容を審査結果通知書により通知するとともに、その概要を公表するものとする。

2 前項の規定による概要を日出町議会だより及び日出町議会ホームページへ掲載するものとする。

(議会の措置)

第10条 議会は、審査会の報告を尊重するものとする。

2 議会は、対象議員が政治倫理基準に違反したものと認められるときは、町民の信頼を回復するために必要な措置を講ずるものとする。

(委任)

第11条 この規定に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

災害発生時の  
対応要綱(案)

(趣旨)

第1条 この概要は、日出町において地震等の災害が発生したときに、日出町議会が日出町災害対策本部(以下「町対

策本部」という。)と連携し、災害対策活動を支援するとともに、議員自ら迅速かつ適切な対応を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(支援本部設置)

第2条 日出町議会議長(以下「議長」という。)は、地震等の災害により町対策本部が設置された場合、これに協力するため、日出町議会内に日出町議会災害対策支援本部(以下「支援本部」という。)を設置することができる。

(支援本部の構成)

第3条 支援本部は、本部長、副本部長、本部役員及び本部員をもって組織を構成する。  
2 本部長は、議長をもって充て、支援本部の事務を総括し、本部役員及び部員を指揮監督する。  
3 副本部長は副議長をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代行する。

4 本部役員は、総務産業常任委員会及び福祉文教常任委員会の委員長をもって充て、本部長及び副本部長を補佐するとともに、本部の事務に従事する。

5 本部員は、本部長及び本部役員を除く全ての議員をもって充て、本部長の命を受け本部の事務に従事する。

(支援本部の任務)

第4条 支援本部は、次に掲げる事務を行うものとする。  
(1) 議員の安否等の確認を行うこと。  
(2) 町対策本部から災害情報の報告を受け、各議員に情報提供を行うこと。  
(3) 災害情報を収集・整理し、町対策本部に提供すること。  
(4) 被災地及び避難所の調査を行うこと。  
(5) その他本部長が必要と認める事項に関すること。

(議員の対応)

第5条 議員の対応は、次に

掲げるとおりとする。  
(1) 自らの安否及び居所又は連絡場所を本部に報告し、連絡体制を確立すること。  
(2) 本部より情報提供を受けること。  
(3) 各地域における被災地、避難所等での情報収集を行い、必要に応じて本部へ報告すること。  
(4) 各地域における活動に協力すること。  
(5) 各地域において被災者に対する相談、助言等を行うこと。

(議会事務局の対応)

第6条 議会事務局の対応は、次に掲げるとおりとする。  
(1) 事務局長は、町対策本部での情報収集に努めるとともに本部へ情報提供を行う。  
(2) 事務局員は、本部の業務に従事する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、本部長が別に定めるものとする。



岡山 栄蔵 議員  
(川崎地区)

**問** 少子化対策の抜本的な強化策は

**答** 切れ目のない支援の実施を図っていきます

**問** 乳幼児や児童生徒に対する医療費の助成は今後どう進めていきますか。

**福祉対策課長**

これまでも段階的に制度改正し助成拡大に努めてきたところです。今後も県下市町村の状況を見きわめながら、対象範囲拡大について検討していきたいと考えています。

**問** 多くの子どもを抱える多子世帯に対する公的支援はどう進めていきますか。

**福祉対策課長**

地方創生事業を活用して、多子世帯への経済支援策として、1万円相当の商品券を今年度給付します。また、大分県が実施する子育てほっとクーポン活用事業に取り組み、

新生児から就学前児童の全員に、1万円相当のクーポン券を給付し、子育て支援サービスの利用促進による経済的負担軽減を図ります。

**子どもの読書活動の推進**

**問**

日出町読書活動推進計画の課題や検証は、今後どのように行っていくですか。

**学校教育課長**

家庭で全く読書をしない子どもが小学校高学年や中学校2年生で約10%強存在して、中学校3年生ではさらに増えるなどの課題も残されています。今後、実態把握と取り組みの総括、検証を行い、これまでの取り組みを見直した改訂版を来年度初めに策定するように考えています。

**問**

子どもの読書活動推進に向けた家庭への働きかけの具体的な取り組み内容や成果は。

**学校教育課長**

家庭での読み聞かせ、新聞を読むための習慣化、家庭読書の奨励などを家庭学習の手引きや学級通信などを通じて保護者に呼びかけています。まだ十分とは言えない状況ですが、今後も、より一層の働きかけを考えていきたいと思っています。

**問**

多くのボランティア団体の方々の献身的な活動に支えられ、子ども達の読書環境整備が確実に進められています。ボランティア活動の更なる充実に向けた支援の取り組みは。

**図書館長**

図書館として質の高い研修や講座および講演会の実施、また、勉強会のための場所の提供や活動の場の提供など、



ボランティアによる読み聞かせ

各グループがよりよい活動ができるよう県内の他のグループの活動情報を収集し提供していきたいと考えています。

**質問を終えて**

次代を担う子ども達が豊かな読書環境のもとで成長することを願います



阿部 真二 議員  
(大神地区)

**問** 日出町第5次総合計画のビジョンは

**答** 町・町民の総力で策定します

**問** 今後10年間の日出町の方向性は。

**町長**

これから町職員総力をあげて向こう10年の方向性を定めながらしっかりと考えていきます。その中で住んでよかった、訪れてよかった、他自治体から見ても自立し活力ある発展する町だと思われる地域づくりを町・町民の総力で策定します。

**問** 第5次総合計画をどのような策定手法・手段で行いますか。

**政策推進課長**

今後、策定委員会や策定専門部会を組織しながら委託するのではなく、自前で作成していきます。まずは町民への

アンケートを近日中に行い、日出町 まち・ひと・しごと創生に関する人口ビジョンと地方版総合戦略を作成し、総合計画と連携した計画を作成します。

### マイナンバー制度

**問**

今年10月から、マイナンバー制度の通知カードが全国民へ交付され、28年1月より申請者へ個人番号カードが発行されますが、町独自の活用計画は。

**政策推進課長**

マイナンバー法において個人番号の利用範囲が規定されているため、独自の行政サービスに個人番号を利用する場合は条例化が必要となることから現在、各行政分野・所管

事務・事業等で活用可能な事務・手続きなどを精査していきます。

**問**

個人番号カードの申請(保有率)の目標値はありますか。

**住民課長**

目標値は設定していませんが、住民の利便性向上のためには多くの方々取得していただきたいと思います。

### 教育環境の整備

**問**

昨年6月定例会で質問しましたが、小中一貫制度の導入について検討・検証はしていますか。

**学校教育課長**

教育委員会事務局で情報収集・研究・研修を重ねていますが、国・県の動向を踏まえながら日出町における小中一貫教育のありかたをさらに探り、検討していきます。

**問**

子ども子育て新制度による



子育て支援の向上を

今後の保育環境の変化は。  
**福祉対策課長**

認可保育所の7園が平成28年度から31年度にかけて順次認定こども園に移行する予定です。子育て支援に関する機能は格段に向上すると思われます。

### 質問を終えて

町民に分かりやすいビジョンの提示を望みます



佐藤 隆信 議員  
(大神地区)

**問** 太陽光発電設置の規制条例を

**答** 規制は難しいですが、十分検討します。

**問** 現在、日出町では多くの太陽光発電が設置され、また計画されています。このうち数箇所です業者と住民の間でトラブルや反対運動が起きていますが、町の対策は。

**政策推進課長** 設置するにあたり、場所に特化した法令または規則がありません。町では発電施設設置事業指導要綱により、5千mを超える設置事業には事業者から関連資料の提出や予定地周辺住民への説明などを求めています。

**問** これまで住民の反対があっても設置された施設が要綱に基づいて



太陽光発電設置の工事現場

いるのであれば、要綱をもつと厳守させるべきではありませんか。

**町長** 設定した要綱が守られていないという点は、十分調査して、徹底していくよう努力していきます。

**問** 現状の要綱で規制できないというのであれば、規制条例をつくるべきではありませんか。

**町長** 条例をつくったから規制できいくということは、なかなか難しいのではないかと思いますが、十分検討したいと考えています。

**無利息、無担保融資制度を**

**問** 町の農・漁業や中小企業は、現在、経営が大変厳しいのが現状です。町独自の融資制度を。

**町長** 商工関係などの融資制度は日出町は立ち遅れていると考えています。どういう資金需要があるか調査し、十分検討していきます。

**問** 漁港、水路、河川の改修、中小企業や農林漁業がかかえる課題解決のための予算が余りにも少ない。特に真那井・

八代漁港の改修は喫緊の課題だと考えますが。

**町長** 22年から2カ年をかけ改修をしましたが、5年も経たずに新たに改修を必要とする状況となっています。大きな予算を伴うので、十分関係者と相談し、検討していきます。

**病児保育の実施を**

**問** 杵築市や別府市など多くの市町村では病児保育を実施しています。町長は26年6月定例会で実施期間となる関係機関と十分協議しながら、事業開始に向け努力したいと答弁しましたが現在どうなっていますか。

**町長** 施設整備や職員配置など課題がありますが、町内の2つの小児科と具体的な実施に向けた協議をしたいと思っています。財政的には、国・県の補助基準をいけば、町が負担できない額ではないと考えています。



岩尾 幸六 議員  
(川崎地区)

**問** 空き家有効利用の目的は

**答** 定住促進による地域活性化を図ることです

**問**

平成24年から開始された空き家バンクの登録数と利用数はどれくらいですか。

**政策推進課長**

これまでの空き家バンク登録数は9棟で、そのうち空き家バンクとして成立したのは1件です。ちなみに空き家バンクを利用したいとする希望者は24年からの累計で41名に

なりません。

**問**

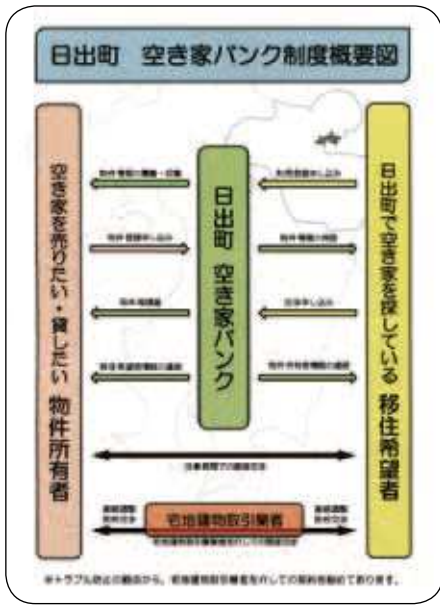
空き家バンクの登録数9件のうち、成立しなかった8件の理由を掴んでいますか。

**政策推進課長**

貸す方と借りる方との条件が合わなかったことが成立しなかった理由です。

**問**

空き家バンク登録制度



**政策推進課長**  
現状、空き家バ

ンクの登録者および空き家を売却したい、貸したい方の登録方法は

- ① ホームページから申込書と契約書をダウンロードする
- ② 書類に必要事項を記入する
- ③ 書類作成後、町へ持ち込むか、郵送でも可能

その他、必要に応じて空き家の写真撮影も行っています。

**問** 定住促進を目的として空き家バンクを推奨しているのであれば、空き家利用の希望者も多いので、もっと登録方法を簡素化しては。

**政策推進課長** 今後は、登録の申請があった場合など、現地を確認する際に必要書類も持参し記入方法の説明や写真撮影など登録が一度で済むような方法を取りたいと思っています。

**問** 今年5月に空き家対策特別措置法が施行されましたが、対象となる町内の空き家数と、倒壊危険家屋数はどれくらいあるのか確認していますか。

**都市建設課長**

25年度に調査した結果、空き家数は302棟ありました。その内訳はすぐに活用可能な家屋171棟、一部修理が必要家屋74棟、倒壊の恐れがある家屋57棟です。このうち、所有者が不明な物件もあり、現在調査中です。

**問**

空き家対策特別措置法では、危険家屋は取り壊しの行政命令が下りますがその判断基準や、取り壊しまでの期限など町の考えは。

**都市建設課長**

特別措置法は、5月に施行され現在、県では建築士や不動産業者も交え協議会が発足したばかりです。県の方向性が明確になれば町も方向性を明確にします。

**質問を終えて**  
空き家バンク制度を有効活用し、町内の定住促進を加速させたい





金元 正生 議員  
(日出地区)

**問** 小中学校にエアコン設置を

**答** 実態調査を行い、計画的に進めていきます

**問**

近年の異常気象により、高温が長期に続く状況で、かねてより議会でもエアコン設置の要望も出されているなか、進捗がほとんどみえていませんが、現時点での進捗状況は。

**教育総務課長**

全小中学校全ての教室に設置した場合、概算が4億2千万円弱、維持管理などの試算が1校約5百万円という調査結果で、今年度、室温などの調査を進めていきます。

**問**

未だに実態調査、現場の声をすら把握できていないという



学習しやすい環境を

状況を、どう受けとめていますか。

**教育長**

早期に正確な実態調査が必要であると考えています。また、スケジュールは、財政当

局と協議を行い、できるだけ早く、詳細な部分まで詰めていきたいと考えています。

**教育委員会体制は**

**問**

現在の教育委員は5名、条例では6名以内とされています。あと一枠の空きについては、学校現場のキャリアのある方に入って頂くことで、さらに充実した組織になるのでは。

**町長**

学校教育課を6年前に新設し、教員が入って活動している状況です。教育委員数が何名がいいのか十分考えて、教育委員会とも協議し、今後は教育委員会制度が変わろうとしていますので、全国や県の動向も見ながら進めていきます。

**地方創生事業**

**問**

国の地方創生法では来年3月までに、今後5年間の総合戦略の策定を行うようになっています。全国各市町村で地方

創生事業への取り組みが進むなか、当町の状況は。

**政策推進課長**

町も創生推進本部を立ち上げて今後は、住民代表や産官学勤労言の組織を発足する予定です。また各グループや関係者との意見交換会実施、町民へのアンケート調査を行ったところです。

**問**

実態調査からの情報を総括して、今後の重点項目は。

**政策推進課長**

若年・壮年層の人口流入促進と流出の抑制、若い世代の生活環境整備、健康寿命の延伸など、まち・ひと・しごと3つの好循環が生まれるよう進めていきます。

その他、財政運営について質問がありました。

**質問を終えて**

町づくりの原点は、広聴からであり町民が参画し、協働することである



池田 淳子 議員  
(藤原地区)

**問** 定期接種後のワクチン接種率は

**答** 10ポイント程度上がっています

**問** 昨年の10月1日から高齢者への肺炎球菌ワクチンが定期接種として施行されましたが、接種率はどのように推移していますか。

**健康増進課長**

任意接種になってから対象年齢がまちまちであるため比較は難しいですが、24年度は21・87%、25年度は23・

34%、定期接種化された昨年10月以降の26年度は33・46%となり、10ポイント程度上がっています。

**問**

接種対象年齢が非常にわかりにくいいため、テレビCMの放映や厚労省のホームページにも掲載されていましたが、日出町での周知の方法はどのように行いましたか。

**健康増進課長**

町報の10月号、12月号、3月号、4月号でその年度の対象者をお知らせしました。また、政府広報や製薬会社がテレビ、新聞、マスコミ等で頻りにコマーシャルしていたおかげで、個別通知したときよりも接種率が上がりました。

**ホームスタート事業の利用状況**

**問**

子育て環境が変化する中、母親の孤独感や不安を解消するためホームスタート事業が実施されていますが、利用状況は。

**福祉対策課長**

利用家庭の数は7件で、訪問回数が延べ56回です。

**問**

そうした制度利用が可能な方への各種制度の周知方法はどのように行っていますか。

**福祉対策課長**

ホームスタート事業に限って言えば、町の広報紙、ホームページ、年4回発行の社協

だよりに掲載しています。また子育て支援拠点施設、保育園、幼稚園、小学校あるいは乳幼児の全戸訪問時に案内入りのチラシを配布しています。が、実際には知らない方もいるようです。今後は各種団体や関係者への情報提供に努めます。

**日常生活支援**

**問**

要支援の方や介護認定を受ける前の方への柔軟な支援を日出町はどう取り組みますか。

**健康増進課長**

住民主体による生活支援サービスの開発や発掘が必要です。地域の社会資源の把握に努め、生活支援コーディネーターの配置を進めていくとともに、生活支援の担い手の養成も行っています。

**質問を終えて**

制度の周知は最低限の住民サービスである

年齢	接種時期
65歳以上	昭和47年4月1日～昭和47年4月31日までの接種
66歳以上	昭和48年4月1日～昭和48年4月31日までの接種
67歳以上	昭和49年4月1日～昭和49年4月31日までの接種
68歳以上	昭和50年4月1日～昭和50年4月31日までの接種
69歳以上	昭和51年4月1日～昭和51年4月31日までの接種
70歳以上	昭和52年4月1日～昭和52年4月31日までの接種
71歳以上	昭和53年4月1日～昭和53年4月31日までの接種
72歳以上	昭和54年4月1日～昭和54年4月31日までの接種
73歳以上	昭和55年4月1日～昭和55年4月31日までの接種
74歳以上	昭和56年4月1日～昭和56年4月31日までの接種
75歳以上	昭和57年4月1日～昭和57年4月31日までの接種
76歳以上	昭和58年4月1日～昭和58年4月31日までの接種
77歳以上	昭和59年4月1日～昭和59年4月31日までの接種
78歳以上	昭和60年4月1日～昭和60年4月31日までの接種
79歳以上	昭和61年4月1日～昭和61年4月31日までの接種
80歳以上	昭和62年4月1日～昭和62年4月31日までの接種

定期接種になりました



工藤 健次議員  
(大神地区)

**問** 真那井幼稚園の今後

**答** 意向調査を実施し判断します

**問**

少子化が進む中、町内の保育園が認定こども園に移行していく計画があり、幼稚園と保育園を取り巻く環境が大きく変わってきています。休園中の幼稚園運営をどのように考えていますか。

実施していません。

**問**

2、3人の少人数での、幼稚園教育をどのように考えていますか。

**教育長**

幼稚園教育は、全国的に義務化の動きも模索している状況にあり、非常に重要な分野となつていきます。数の問題だけでなく、地域や保護者の意向が大きいと考えており、幼児教育の充実を図るといふ部分も十分配慮しながら、どういう形がこれからの幼児教育に必要か考えていきます。

**通学路の安全対策**

**問**

5月に豊岡と大神で2件の声掛け事案が発生していますが、その後の対策は。

**学校教育課長**

事案発生を把握したら全校生徒に知らせ、不審者への対応の指導を徹底しています。保護者には、発生状況をプリントなどで知らせ注意を促し家庭での指導を要請しています。また、教職員は下校指導のパトロールも行うようになっています。

**問**

地域の防犯組織に対しての連絡体制は。

**学校教育課長**

学校から直接、地域の支援団体などへの連絡はしていません。区長会で、マモメールへの登録を要請しています。

**教育長**

コミュニティスクールのメリットを十分生かす形で、教育委員会、役場総務課などと連携していきます。

**空き家対策**

**問**

特措法の施行後、特定空き家の調査をしましたか。

**都市建設課長**

24、25年に空き家の実態調査をし、倒壊の危険がある空き家を57棟把握しており、特定空き家に指定できないか調査する予定にしています。

**問**

増加する空き家の広報は。

**政策推進課長**

町報などに特集を組んでお知らせをします。

**質問を終えて**

連携体制の確立を



休園中の真那井幼稚園

**教育総務課長**

真那井、八代、照川3地区の5歳児以下の対象者の把握は。

**問**

来年度以降、入園対象児の保護者や地元の意向を十分に踏まえた上で判断をしたいと考えています。

昨年(2023)の9月現在では、21名です。アンケート

などの具体的な調査は

# 町民の 声

## 『誰もが居心地よく 暮らせる町に』



豊岡是城区  
松尾 典子

我が家の20歳の息子には発達障害があります。見た目にはわかりにくい脳の障害で、感情の「ソフト」や相手の立場になって考えたりする事が苦手です。そのため、小さい頃はこだわりも強く対人関係がうまくいかなかったりと育てにくい子でした。何をやってもうまくいかずどこに行っても居心地が悪く「しつげが悪い」「甘やかさすぎ」と言われる事もあり、自分の育て方が悪いんだと思ひ悩み親子共に引きこもっていた時期もありました。そんな頃、保育園に通えるようになり、その保育園の先生方が息子の特性を理解し、過激な叱責を避け「一生懸命に取り組み私達親子を見守りはげましてくれただけで、少しずつ私も息子の障害と向き合えるようになりました。その保育園との出会いは大きかったです。息子を通して出会えた方々には恵まれて救われました。人となりがなる事の大切さを日々感じています。

「いつか同じ様な悩みを持つお母さん達の居場所を作りたい」と言う思いを理解し「一緒にやってみよう」と言ってくれた日田町児童館の方と準備をすすめ昨年、「発達障がい児の親と共に歩む会」『むぐ』を立ち上げる事が出来ました。児童館の方以外にも色々な立場の方に支えられて月に1回、福祉センターで茶話会を開いています。集まった家族が気持ちを吐き出して少しでも気持ちが軽くなり子供と向き合えるようになってくれたらと思います。家族だけで抱え込まず周りの方、地域の方とつながる事ですくは解決しなくても前に進む方法が見つかると思っています。息子は昨年の5月から「チャレンジ雇用」という形で月曜から金曜まで働いています。職場の方は息子の特性を理解しようとしてくれていきます。サッカーが大好きな息子を職場の方が誘ってくれてサッカーチームに入れてもらい週に1度練習を一緒にしています。相変わらず様々なトラブルに合い親子とも落ち込む日々ですが周りの方の理解とサポートで何とか乗り越えています。息子のような障害がある人も生活しやすくその家族も安心して子育てできるような町になる事を願っています。

## 議会を 傍聴してみませんか

今、町ではどんなことが議論されているのだろうか。また、どんな計画があつて、どう進んでいるのだろうか。あなたの身近なこともありません。簡単な手続で、だれでも傍聴ができますので、是非おいでください。

## 9月定例議会の予定

- 8月26日 議会運営委員会
- 9月3日 本会議(初日)  
議会運営委員会
- 7日 本会議(議案質疑・一般質問)
- 8日 本会議(一般質問)
- 9日～10日 常任委員会(予算)
- 11日・15日～16日 特別委員会(決算)
- 17日～18日 常任委員会(所管)
- 24日 常任委員会(予算)
- 議会改革特別委員会
- 25日 全庁協議会
- 議会報編集特別委員会
- 議会運営委員会
- 28日 本会議(最終日)

## 編集後記



女子ワールドカップで優勝したアメリカは前回の屈辱を晴らすかのよう、決勝戦開始早々4得点と勢いに乗り、結果は5-2と日本の連覇は叶わなかった。しかし、最後まで諦めず全力でプレーをする「なでしこジャパン」の選手の姿に多くの人が勇気をもらったのではないだろうか。

サッカーだけに限らず女性の活躍は目覚ましく、企業の管理職や各種団体・協議会などに登用される女性の数が増えてきたのも事実だが、女性の割合3割を目指すといってもそこまで達している企業・団体は少ないように思う。「男子厨房に入らず」と言われた時代もあったが今は男性が家事を手伝うという家庭も多い。家庭だけに限らず、それぞれの個性と能力を発揮し活躍できる社会を目指したい。(池田 淳子)

- 編集委員長 森 昭人  
副委員長 土田 亮治  
委員 池田 淳子  
委員 上野 満  
委員 阿部 真二  
委員 岡山 栄蔵